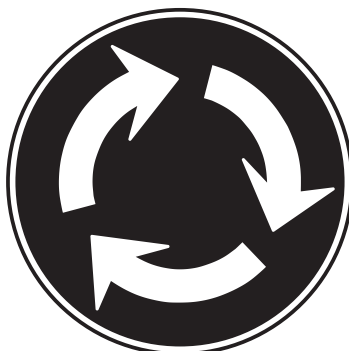


# 環状交差点の交通方法の特例が追加されました。

追加部分 P76標識の規制標識です。



環状交差点における右回り通行

## 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備 (4条、35条の2、37条の2、53条、119条、120条、212条等)

環状交差点では、

- 左折等するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。
- 車両等は、環状交差点内を通行する他の車両等の進行妨害をしてはいけません。
- 環状交差点に入ろうとするときは、徐行しなければなりません。  
などの交通方法が定められました。

